

平成 25 年 3 月 26 日

各 位

「東日本大震災」による被害者向け融資の金利引き下げ延長について

株式会社 山形銀行(頭取 長谷川 吉茂)では、平成 23 年 3 月より実施しております、「東日本大震災」により被害を受けた方々(個人・法人とも)がお申し込みになった下記融資についての金利引き下げを延長いたします。

記

1. 引き下げ金利適用内容

(1) 個人のお客さま向け

対象商品	適用金利(通常) (変動金利のみ)	引き下げ幅	対象の資金使途
新型リフォームローン (商品名:ビフォー&アフター)	年 2.0%(年 3.700%)	年▲1.700%	住宅関連修繕など
新マイカーローン	年 2.0%(年 3.475%)	年▲1.475%	自動車修理・買い替えなど
教育ローン	年 2.0%(年 3.475%)	年▲1.475%	学生の転居費用など

※ 住宅ローンにつきましては、個別に対応させていただきます。

(2) 法人・個人事業主のお客さま向け

対象の資金使途	引き下げ幅
地震被害に伴う運転資金および設備資金	所定の金利より年▲1.0%

2. 金利引き下げ実施期間

平成 25 年 4 月 1 日(月)～平成 25 年 9 月 30 日(月)お申し込み受付分まで

3. その他地震被害に利用できる商品について

対象商品	対象となる資金使途	適用金利について
フリーローン・エフリイ	当座の生活資金など	通常の金利でご対応いたします
山形銀行カードローン	当座の生活資金など	通常の金利でご対応いたします

以 上

本件に関するお問い合わせ先
広報室 早坂
TEL:023-623-1221(代表)